

中型自動車の免許取得条件として

- 1 20 歳（自動車教習所で実施する「受験資格特例教習」を修了した方については 19 歳）以上であること。
- 2 準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けていること。
- 3 上のいずれかの免許期間が通算して 2 年（「受験資格特例教習」を修了した方については 1 年）以上であること。

が、あります。

現在の免許期間が 2 年未満で、過去に（2 年以上）免許を取得していて、失効、取り消された場合は、経歴を証明する必要がありますので、入校する際、自動車安全運転センター等で、運転免許経歴証明書を、発行していただく必要があります。

運転免許経歴証明書は、過去に失効した免許、取り消された免許又は現在受けている免許の種類、取得年月日等について証明します。（取消免許については、昭和 46 年 12 月 31 日以前のもの、失効免許については、失効後 3 年（交通違反歴のあるものについては 6 年）を経過したものは、証明できません。普通免許取得後に大型免許を取得した場合など、2 種類以上の免許がある場合は、最初に取得した免許以外の取得年月日を証明できない場合があります。）

上記の 3 つの条件に当てはまらない場合は、入校の受付ができませんのでよろしくお願いします。